

# 裁判員経験者の意見交換会議事概要

仙台地方裁判所

日 時	平成31年1月10日(木)午後2時20分～午後4時20分
場 所	仙台地方裁判所第2会議室(6階)
出席者等	司 会 者 江 口 和 伸 (仙台地裁第2刑事部総括判事) 裁 判 官 加 藤 亮 (仙台地裁第1刑事部総括判事) 検 察 官 上 田 勇 樹 (仙台地検検察官) 弁 護 士 須 藤 大 輔 (仙台弁護士会所属) 裁判員経験者 7人(以下「1番」等と表記) 報 道 機 関 7人(朝日新聞社, NHK, 河北新報社, 東北放送, 東日本放送, 毎日新聞社, 読売新聞社)

## 1. 本意見交換会の趣旨説明等

### 司会者

ただいまから、裁判員経験者の意見交換会を始めます。本日の司会を務めます仙台地方裁判所第2刑事部の江口と申します。どうぞよろしくお願いたします。

まず、簡単に趣旨説明を致します。裁判員制度は今年5月21日に制度施行から10周年を迎えます。県民の方々の高い意識と誠実な姿勢に支えられまして、おおむね順調に運営されております。この間、当庁におきましても、実に1200人を超える裁判員、補充裁判員の方々に御参加いただきました。その中で、本日は比較的最近の裁判員裁判に参加されました7名の裁判員経験者の方をお招きしております。

皆様の裁判員裁判を経験されての様々な御意見や御感想は、今後の裁判員裁判の運用をより良いものとするための貴重な材料となります。我々法曹三者としましては、皆様の意見を真摯に受け止めて、共有し、今後の運用改善に生かしていきたいと考えております。また、皆様の御意見は、これから裁判員裁判に参加される方にとっても、とても参考となり、御参加いただくための力強い後押しになると思われますので、率直な御意見、御感想をお聞かせいただきたいと思います。

本日の意見交換会の話題事項は大きく分けて三つございます。一つ目は審理の分かりやすさについて、二つ目は評議、判決についての感想や意見、三つ目は裁判員を務める上での負担感についてです。

## 2. 自己紹介

## 司会者

この意見交換会には、検察庁、弁護士会、裁判所から1名ずつ法曹関係者が参加しております。まず、簡単に自己紹介をお願いします。

## 上田検察官

仙台地方検察庁の検事上田と申します。所属は公判部でございます。検事8年目になりまして、本日御出席されている裁判員経験者の中では、4番、7番の方が参加された事件を私が担当しました。本日は、貴重な機会と思っております。どうぞよろしく願いいたします。

## 須藤弁護士

仙台弁護士会の弁護士の須藤と申します。よろしく願いいたします。私が、弁護人を務めた事件では、裁判員経験者の1番の方と2番の方が担当して下さったと思います。本日は、裁判員経験者の貴重な意見を伺える機会と思っております。自分の今後の弁護活動と弁護士会へフィードバックし、今後の審理に生かしていきたいと思っております。

## 加藤裁判官

仙台地方裁判所第1刑事部の裁判官の加藤です。どうぞよろしく願いいたします。今日、御列席の裁判員経験者の中では、3番さん、4番さん、5番さん、6番さんの方が参加された裁判員裁判の裁判長を担当しました。今日は、10周年というのもあるのでしょうか、思いのほか、多くの法曹関係者が傍聴に来られているわけですが、みなさん御担当された事件の評議のように自由闊達に意見交換をしていただければ有り難いと思っております。どうぞ、よろしく願いいたします。

## 司会者

それでは、本日御出席いただきました裁判員経験者の皆様が担当された事件の内容を、まず私の方から説明させていただきながら、お一人ずつどのような点についてでも結構ですので、裁判員、補充裁判員になられての御感想や御印象を頂戴したいと思います。

まず、1番及び2番の方ですが、お二人は昨年3月に行われた住居侵入幫助、強盗致傷幫助、逮捕監禁致傷、強盗致傷、恐喝事件を担当されました。

多くの罪が起訴されている事件ですが、争点や量刑判断との関係で主として問題となりましたのは、まずは、共犯者と共謀の上、被害者に対し、ハンマーで数回殴るなどの暴行を加えて自動車内に押し込み、更に腹部をハンマーで殴るなどの暴行や脅迫を加えて、現金約30万円を強取するとともに、被害者に傷害を負わせたという逮捕監禁致傷、強盗致傷事件です。長野事件という名前と呼ばれておりました。

もう1件が、被害者方に侵入して、被害者2名に対し、その頭部をハンマーやバットで殴るなどの暴行を加えて、現金約30万円を強取するとともに、被害者2名に傷害を負わせた共犯者を、この犯行のために、自動車で、東京都内から福島県内まで送り届けて手助けしたという住居侵入幫助、強盗致傷幫助事件です。仙台事件という名前で呼ばれておりました。

審理日数は9日。仙台事件では、被告人が共犯者らによる犯行を幫助したといえるかが争点で、また、量刑も争点でした。公判では、各事件の共犯者や被害者の尋問が行われ、また、被告人質問は2回に分けて行われました。

以上のような事件でしたが、裁判員となられた御感想、御印象はいかがでしょうか。

まず、トップバッターで恐縮ですが、1番の方、お願いいたします。

### 1番

参加して良かったと思います。後々になり考えたところもあったので、負担は大きかったと思います。

### 司会者

ありがとうございます。それでは2番の方お願いいたします。

### 2番

正直に言いますと、この裁判員裁判自体に非常に興味がありまして、10年ぐらい前に近くの方が、候補者になられて、ちょっと羨ましいという思いをしたことがあります。昨年、登録されて期待しておりましたところ、裁判員として参加することができて、いい経験になりました。ちょうど仕事が忙しい時期と重なりましたが、充実した9日間を過ごさせていただきました。

### 司会者

ありがとうございます。次に、3番の方ですが、昨年3月に行われた強制わいせつ致傷、青少年健全育成条例違反、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反事件を御担当になられました。

これも多くの事件が起訴されている事件ですが、争点や量刑判断との関係で主として問題となりましたのは、歩行中の被害者の背後から、いきなり両腕を胸部に回して、両乳房をもみ、逃れようとして大声を出した被害者の右足を足払いして路上に転倒させて傷害を負わせたという事件でした。

審理日数は4日。被告人が被害者を故意に足払いしたと認められるかが争点で、また、量刑も争点でした。公判では被害者の尋問、被告人質問が行われました。

以上のような事件でしたが、裁判員となられた御感想、御印象は、3番の方いかがでしょうか。

### 3番

女性目線という形になると思うんですけども、正直、よくある事案なのかなというのもありましたし、女性の立場から、被告人の心理というか、ちょっと話を聴いてみたいというのがありました。裁判員候補者に選ばれたときに、お断りすることもできますという説明が裁判体からありました。私は、事件を聞いて、これは自分の目で見て、判断したいと思って参加させていただきました。やる前とやった後で、やはり百聞は一見に如かずではないのですが、経験してみないと分からないことがあるなと思いましたので、今はとても、裁判員になって良かったなと思っております。

## 司会者

ありがとうございます。次に、4番の方ですが、昨年4月から5月に行われた現住建造物等放火事件を担当されました。

祖母が住む家屋の洋室に置かれたベッドの布団にライターで点火して火を放ち、家屋の一部を焼損したという事件でした。

審理日数は6日。失火の可能性があるのか、被告人に放火の故意が認められるのか、被告人に完全責任能力が認められるかが争点で、また、量刑も争点でした。公判では、火災原因等の調査に当たった消防士や精神科医の尋問が行われました。また、被告人質問は罪体部分と情状部分の2回に分けて実施されました。

以上のような事件でしたが、裁判員となられた御感想、御印象はいかがでしょう。

## 4番

私は、いろいろな役員をやっております、仙台市の青少年指導員、そして地区の防犯部の隊長として36年間務めてます。周囲からは優しいおじさんという関係で、裁判員制度の通知がきたとき、本当に迷いました。正直言って、裁判を下すことが、私の気持ちとしてできるのか、いろいろと悩みまして、知り合いの弁護士に断ることはできないのかといろいろな方に意見を聴いてみたら、断ることはできないんだと言われ、90パーセントできない。あなたに向いている役柄だから、ひとつやってみたらいいんじゃないか、あなたは適任だと言われ、誇りをもって、自信をもって向き合ったらいいんじゃないかと言われました。いつも子供たちにするように、子供の悪かったこと、それをきちんと指導して、いい教育をしているのだから、あなたはできるということと言われまして、「よし。」ということで臨みました。

臨んだ結果、私の担当した事件は放火でございました。被告人が放火したことは悪いのは知っていますが、自分の気持ちとして、いろいろと境遇を聴き、場に立った時に、この子供は生い立ちが悪いのだなと考え、これは、私が判決し、審理するのに、この被告人に刑を授けるのに、私にとって本当に必要なんだと自信をもって、この事件に裁判員として最後まで仕事を終えたのかなと思っております。

## 司会者

ありがとうございます。次に、5番及び6番の方ですが、お二人は昨年5月から6月に行われた現住建造物等放火事件を担当されました。

妻や子供が住む家屋の和室に敷かれていた布団にライターで点火して火を放った上、その火の周辺にライターのオイルを散布して家屋を全焼させるとともに、妻と子供2人を焼死させたという事件でした。

審理日数は7日。被告人が火の周辺にライターのオイルを散布したと認められるかが争点で、また、量刑も争点でした。公判では、被告人の勤務先関係者や火災安全科学等を専門分野とする博士などの尋問が行われました。また、被告人質問は罪体部分と情状部分の2回に分けて実施されました。

以上のような事件でしたが、裁判員となられた御感想、御印象はいかがでしょうか。まず、5番の方、お願いいたします。

## 5番

私は、裁判員候補者に選ばれたとき、裁判員とか裁判官とか全く縁のないものだと思っておりましたので、まず、びっくりしました。それで、どうしようかなと思っていたのですが、周りの人たちもこういう機会はめったにないから、まず、出てみたらということ、ちょっと安易な気持ちで裁判員をお引き受けしたというのが本心です。裁判を進める上で、よくテレビとかドラマを見てるんですけども、検察官と弁護人が終わった後、裁判官と裁判員で話し合うのですが、思ったより非常に分かりやすく説明してもらいまして、自分の中ではこういった流れになるのだなということ、非常に自分にとっては良かったなと思っています。

## 司会者

それでは6番の方、お願いいたします。

## 6番

私は、非常に単純にですね、一生に一度、経験できるかどうかという貴重な体験ですので、実は、制度ができたときから当選しないかなと思っておまして、通知がきたときは非常に嬉しかったです。ただ、隣で聞いていた家内は、「えっ。そんなのに受かったの。」というような状況でしたので、大分違いましたけれども。やらせていただいて、私は、行政に長いこと身を置いたものですから、民事訴訟について、何度かここにも足を運ばせていただいたんですが、刑事事件としてはもちろん初めてのことで、こんなに違うものかという印象ですね。ただ、本当にいい体験をさせていただいたと、なって良かったなと思っています。

## 司会者

ありがとうございます。次に、7番の方ですが、昨年10月に行われたわいせつ略取、強盗・強制性交等事件を担当されました。

停車中の車内で就寝していた被害者（当時12歳）に対し、運転席に乗り込ん

で車を発進させて略取した上、車内において、カッターナイフを示すなどの脅迫・暴行を加えて口腔性交をし、その際、パンティ1枚を奪ったという事件でした。

審理日数は5日。公訴事実には争いはなく、量刑が争点でした。

以上のような事件でしたが、補充裁判員となられた御感想、御印象はいかがでしょうか。

## 7番

補充裁判員ということで当初、気持ち的には楽かなと思いましたが、ただやることは全部同じでしたので、当初思っていたよりも心を入れ替えてやったつもりです。また、選ばれたときは、「何で、選ばれたのかな。」という思いで家に帰りました。妻に相談したら、「いい経験だから、いろんなことを学びなさい。」ということで、学ばせていただきました。事件自体が、12歳の子ということで、今までに例がないということで、量刑のほうで、いろんなことを検察側から説明されたりしました。裁判長からは、事実だけを受け止めて、事実のみでいろんなことを考えなさいとアドバイスを受けましたので、そのことを中心にやったつもりです。そのことを学ぶ機会としては、とても良い経験だったなと思います。一緒に学んだ方々、7名の方々も同じ思いでいたのかなと思います。

## 3. 審理の分かりやすさについて

### 司会者

ありがとうございました。それでは、本日の一つ目の話題事項に入りたいと思います。審理の分かりやすさについて意見交換をしたいと思っております。

まず、審理の分かりやすさの中の一つ目のテーマとしまして検察官や弁護人の主張について話題にさせていただき、続いて証拠調べについて話題にさせていただこうと思っております。

まずは、検察官、弁護人の主張について、御意見をお聞かせいただきたいと思っております。皆様が経験された裁判で、検察官、弁護人から、いわゆる冒頭陳述という手続が行われたと思います。本来であれば、冒頭陳述では、事案の概要とともに被告人が有罪と認められるのか、どのような刑を科すのかを検討する上で、ポイントとなる事項が示され、その後、行われる証拠調べで何を判断しなければならないのかを理解することができなければなりません。

皆様の御覧になった冒頭陳述では、検察官、弁護人の各主張のポイント、その後の証拠調べで何を判断しなければならないのかということ把握することができたのかどうかということについて、御意見をいただければと思っております。

まずは、順にと言ったら恐縮ではございますが、1番の方、お願いいたします。

## 1番

分かりやすかったと思います。ただ、どの時か忘れましたが、弁護人の

一人の方の声が小さかったので、聴き取りづらいというのがありました。

#### 司会者

2番の方も同じ事件を御覧になられましたけれども、幫助したかどうか争点になっているということでしたが、冒頭陳述の段階で、幫助というもののどういところが問題となっているのか、どんな感じの受け止め方ができたでしょうか。

#### 2番

まず、冒頭陳述のときに、検察官、弁護士の方からA3の用紙で事件のポイントが書かれた紙と、そのポイントに対する箇条書きの説明があり、非常に分かりやすい流れで説明があったんですけども、その中で、特に幫助につきましては、私も聞きなれない言葉でありましたので、それについては、冒頭陳述後、控室で裁判長の方が1回目はさらっとこういう感じですよという説明があり、2回目は、評議になったときには、細かく例を用いながら説明があったので、非常に理解はできたと思っております。

#### 司会者

3番の方の事件では、被告人が故意に足払いをしたかどうか争点の事案ですが、冒頭陳述を聴いた段階で、今回の事件の証拠調べをする前に、被害者の話を聴く前にどの辺が問題になるのかということ把握できましたでしょうか。

#### 3番

争点は、その足払いの件なんですけど、最初に、どうしても皆さんで話し合うときに、被害者のAさん、Bさんの話のほうに脱線しがちになってしましまして、被告人が起こした事件が三つあったものですから。「あくまでも、争点は、Cさんの強制わいせつ致傷事件です。」と言われ、「AとBはないがしろにしているのか。」とか、なんかこうどんどん感情に走るといって、そういうところがあったのですが、冷静に、裁判官に、証拠としてあるものではないので、推測にしか過ぎないことなので、ということで軌道修正をしていただきました。そういう点では、切り離すわけではないのですが、この件なんだということと、最初にいただいた冒頭陳述の用紙がすごく色もちゃんとされていて、もっと難しい資料がくるのかなと思っていたので、とても分かりやすかったというのがあります。

#### 司会者

4番の方の事件は、争点がたくさんある事件でしたが、冒頭陳述を聴かれての感想はいかがでしたでしょうか。

#### 4番

私は、検察官の冒頭陳述はまさにそのとおりで聞いておりました。弁護士は、被告人の弁護をするのだから仕方ないのですが、しかし、検察官の話を

聴いて、弁護人の話を聴くと、弁護しすぎるのかなと思いました。また、弁護人の弁護する内容についても理解できない部分があったように思います。

**司会者**

5番、6番の方が御経験された事件はいかがだったでしょうか。

**5番**

検察官の説明や、渡された資料は、分かりやすく理解しやすかったです。弁護人は何を意図して弁護しているか法廷では分かりませんでした。控室で裁判官が丁寧に説明してくれたので、その点も理解することができました。

**6番**

現住建造物放火について詳しく知っているわけではありませんが、最初は殺人ではないのかと思いました。その段階ではそれが気になっていましたが、検察官の冒頭陳述は、分かりやすく理解しやすかったです。弁護人の冒頭陳述は、何を意図しているか法廷では分かりませんでした。控室で裁判官が丁寧に説明してくれたので理解することができました。

**司会者**

7番の方の事件は量刑だけが争点ということでしたが、冒頭陳述を聴いていかがでしたでしょうか。

**7番**

検察官の冒頭陳述はとてもまとまっていて、話の内容がよく理解できました。検察官や弁護人のメモは非常によくまとまっていて、争点が明らかにされていると思いました。証拠調べになって、昨日はこういうことを言っていたんだと分かり、事実のみを理解することができました。

**司会者**

弁護人の主張が分かりにくかったというのは、検察官の主張と弁護人の主張が上手く噛み合っていないということでしょうか。弁護人の主張のどの辺に疑念を感じたのでしょうか。

**5番**

弁護人の冒頭陳述でも資料を頂いているのですが、被告人とのやり取りの中で、被告人の何の部分についての主張なのか十分に理解できませんでした。

**4番**

今の話と私も同様です。弁護人の主張は悪いとかというより、分かりづらかったです。罪を軽くするだけの弁護人だったという記憶が残っています。

## 司会者

その後、手続が証拠調べに進んでいくわけですが、振り返ってみて、検察官や弁護人が、この点を冒頭陳述で主張してくれていれば、その後の証拠調べが分かりやすかったといった御意見がありましたら教えてください。

### 1 番

証人が結構いたのですが、犯行仲間の凶というか、証人の関係性を凶にしたものを、後日、渡されたのですが、最初から被告人と共犯者や関係者の人間関係や、どの共犯者や関係者が証人として証言するのか分かっていれば、証拠調べがより分かりやすかったと思います。

### 2 番

9日間と非常に長かったなかで、初日と二日目は不慣れなせいか、なかなかメモを取れず、三日目になってようやく流れが分かってきて、いざ量刑を決めるときに、そういえば最初のほうはどうだったっけと、そういったことが個人的にはよくありました。もう一度振り返る機会というか、口頭での機会はありませんでしたが、せっかく録画しているのですから、また見られたら良かったと思います。

## 司会者

引き続き証拠調べについて御意見を伺います。証拠調べを実際に見聞きして、公判廷で、御自分の考えを持つことができたでしょうか。それでは、まず7番の方について伺います。量刑が争点の事件でしたが、事実関係について理解して、自分の考えを持つことができたでしょうか。

### 7 番

12歳の児童が被害者であり、犯行日が卒業式だったのですが、被害者は卒業式が来るたびに思い出すのだろうかと思いながら、もやもやした気持ちで証拠調べを見聞きしていました。被害者の写真を見たとき、心の中で、この子がどうしてなのかなと強く思いました。どうしてこういうことをしたんだろうという被告人に対する思いもありましたが、証拠調べについては、事実は事実として理解することに重きを置きました。

## 司会者

5番と6番の方の事件では、火災安全科学等を専門分野とする博士の証人尋問がプレゼンテーション方式で実施されましたが、尋問方法や質問の意図などが分かりにくくなかったでしょうか。あるいは、専門用語が理解できたでしょうか。もっと言えば、争点について自分なりの考えを持つのが難しかったといったことはありますか。

## 5 番

ライターで火を点けただけでは短時間で家に火が回らないので、そこで争点となったのは、ライターオイルを撒いたか、撒かなかったかということでした。現場の写真もそうですが、散布した場合はどの位の時間で火が回るといった博士の証言は参考になりました。

## 6 番

5 番の方も言っていましたが、博士の説明はストンと胸に落ちました。また、現場から離れた被告人を確保した警察官の証言、犯行直後の被告人を取り調べた警察官の証言の全てが合致していたので、私としては、被告人がライターオイルを散布しなければ、これだけ急速に火が燃え移らないだろうということは納得できました。一方、弁護人は、そうとは断定できないと主張しましたが、確かに私が弁護人でもそう言うでしょうが、科学的な説明は乏しいものでした。

## 司会者

4 番の方の事件も、火災原因等の調査に当たった消防士や精神科医といった専門家の証人尋問が実施され、特に精神科医についてはプレゼンテーション方式で実施されましたが、争点について自分なりの考えを持つことができましたでしょうか。分かりにくい専門用語はなかったでしょうか。

## 4 番

消防士の証言を聴いて、なるほどなと感じました。精神科医は、処方箋の証言などありましたが、それも全くそのとおりと受け止めました。専門用語も、控室で裁判官から聴いたので理解することができました。

## 司会者

3 番の方の事件では、被害者が証人として出頭して証言しました。被告人が故意に足払いをしたかどうかについて、お聴きになられていかがだったでしょうか。

## 3 番

被害者は、聴きたいことに簡潔に答えてくれました。実際に今考えてみると、裁判官や裁判員の質問については覚えていますが、検察官や弁護人の質問は余りなかったというか、言葉が飛び交ってなかったと思います。当時、控室に戻ってから、この質問は裁判官や裁判員がすべきではなく、検察官が行うべきだったのでは、検察官が説明すべきだったのではという話をした記憶があります。そういう点で、私の中では、検察官と弁護人の質問は記憶が薄いです。検察官はどちらも男性でしたが声が小さく、裁判官からももう少し大きな声で質問するよう言っていました。そういう意味では検察官の質問は少し足りなかったかもしれません。

## 司会者

1番及び2番の方の事件は、証人が多くて、人間関係も複雑だった事件ですが、それぞれの相関関係や、各証人の証言が争点にどのように影響するのかという点も含めて、証人尋問を聴かれていかがだったでしょうか。

### 1番

証人が多かったので、誰のことを信用していいのかというのはありました。

### 2番

証人が多かった中でも、証人が、検察官の質問に対して、はぐらかす様な答えだったり、事前に話していたことと違うことを言ったりすると、この証人は被告人をかばっているのかなと思いました。各証人の証言はなんとか理解できたと思っています。

## 司会者

証拠調べを御覧になられて、証拠調べをこのようにしたほうが良かったとか、こうしたほうが分かりやすいとか、証拠が量も含めて、もう少し工夫があっても良かったのではという意見はございますでしょうか。

### 5番

火の回り方によってはこういった事件にならなかったかもしれなかった事件ですが、専門家の証言や、火災現場の写真など、証拠は適切であったと思いますし、分かりやすかったです。亡くなられた方の写真は提出されなかったのでストレスはありませんでした。そういう意味では適切な証拠調べだったと思います。

## 司会者

審理の分かりやすさの最後になりますが、証拠調べの後、検察官は論告、弁護人は弁論と、締めくくりの主張をしました。冒頭陳述で明らかになった争点について証拠調べが行われ、その結果を踏まえて論告と弁論が行われたかと思いますが、この論告と弁論が皆様の考えを持つのに有益なものとなったかどうかの御感想や、もう少し工夫をしてくれれば良かった点などの御意見を、どなたかお願いします。

### 2番

検察官の論告については印象に残っています。A3用紙に、こういう事実があるから幫助が認められますよ、こういう事件だからこの量刑が相当ですよと、だからこういう求刑をしますよ、求刑欄は空欄でしたが、要点が箇条書きで記載してあって、非常に分かりやすかったです。弁護人の弁論はちょっと記憶に残っていません。弁護人は、特にメモはなかったように記憶しています。口頭だけの説明だったと記憶しています。弁護人の弁論で覚えているところは、証人の証言を

引用して、幫助ではないよと持っていきたかったのは分かりましたが、分かりやすさという点では検察官の方が分かりやすかったです。

## 5番

放火の事件で家族が亡くなっている事件で、検察官の論告で懲役20年の求刑がありました。他の裁判員と、求刑が短いのではないかとの話になりました。ただ、裁判官から、法定刑の上限や、こういった事件ではこういう結果になっているよと他の裁判例を多数教えてもらい、自分で判断するのに参考になりました。

## 司会者

審理の分かりやすさについて、法曹関係者の皆様、質問等はございますでしょうか。

## 上田検察官

3番の方に質問します。性犯罪の被害者に対する証人尋問の際、本来、検察官が質問すべきことについて質問しておらず、それを裁判所、裁判員がお尋ねになったということでしたが、御記憶があれば構わないので、どういった事柄であったか御教示いただけると今後の参考になるかと思えます。

## 3番

ちょっと何についてだったかは詳細には覚えていません。

## 加藤裁判官

質問が単調で、どういった状況であったのか絵が描けない状況であったと思います。そのため事実関係をほぼ聴き直したということだったと思います。そうでしたかね。

## 3番

そうですね。

## 須藤弁護士

2番の方に質問します。私が担当した今回の事件では、検察官の尋問は、弁護人の主張として共犯関係の離脱というものがあつたからだと思うのですが、共犯者間のつながりの深さなどを示すのに時系列に質問したと思うのですが、弁護人は分かりやすさという観点から事件ごとに質問したんです。なので主尋問と反対尋問で聞き方の順番が異なりましたが、その点で混乱はありませんでしたか。

## 2番

私個人の意見としては、ややこしい事件ではありましたが、それについては、尋問後に裁判長が控室で要点をまとめて説明してくれたので、そこまで大きく混

乱はなかったです。仕組みなのかどうか分かりませんが、検察官が用意した資料の方が分かりやすかったです。そういう結果だったと思います。

### 加藤裁判官

先ほどから裁判官が説明したから分かりやすかったという意見があり、有り難いのですが、実は決して褒め言葉ではなくて、かなり反省しなければならないことです。理想は、分かりやすい審理の中で心証を抱いていただいて、後は評議でぶつけると。例えば冒頭陳述で何が争点で、これからどの証拠を見ていけばいいのか分かっていただいて、更に証拠を見て、なるほど、そうだったんだと心証を抱いてくれれば良くて、論告や弁論で更に整理されていく形が理想なのですが、実際、どうでしたか。冒頭陳述や審理を見ただけでは分かりづらかったでしょうか。もう一回、お伺いしたいのですが。

### 司会者

どなたからでもどうぞ。

#### 1 番

自分は裁判官が言ったからというのではなく、自分の意見を押し通したので、あんまり関係なかったです。法廷での説明を聴いて、自分の意見を持つことができたということです。

#### 7 番

頭が混乱するところを控室で裁判官の説明を聴いて整理できたのだと思います。審理の際は裁判の状況を見ながら、証人の証言を聴きながら、皆、時間を追うごとに一致していったのが事実だと思います。

#### 5 番

裁判官が今の争点はこれだよと示すことで、裁判員から、これについてはこうだよと意見が出るものです。裁判員は自分の考えを持っていましたが、その意見はばらばらでした。それはそれでよいのですが、それをまとめるには裁判員だけではまとまらず、裁判官にフォローしてもらわないとならず、そうしないと論点がずれてしまったり、一方的になったりしてしまうような気がしました。

#### 6 番

5 番の方と同じ裁判を担当したものですが、裁判員の意見がばらばらというより、私はどちらかというに興味や関心がばらばらだったという印象です。裁判員が被告人や証人に聴きたいことは皆ばらばらでした。そこで裁判官はこの事項は何番の裁判員が質問すると振り分けをしてくれました。そういう意味では裁判官の方針に皆が従うという印象はありませんでした。

## 司会者

今のお話を伺っていると、当事者の主張があって、証拠調べがあって、その内容を裁判官が整理をしているイメージで、改めて一から話をする場面はなかったということですね。

## 一同

(うなずく)

## 須藤弁護士

もう一点だけ質問します。先ほど1番の方から、証人がたくさん出たということで、どうやって信用性を判断していいのか分からなかったという話がありましたが、供述の信用性を検討する視点、例えば供述の一貫性とか、客観的証拠の位置とか、そういう視点の見方について裁判官から説明はあるのでしょうか。

## 1番

なかったと思います。自分なりにいろいろ考えました。

## 2番

1番の方と同じ意見ですが、裁判官から、人間関係というか、事件関係の説明はありましたけども、あとは証人の証言を聴いて、各自が自分で判断したと思っています。

## 司会者

証人の信用性判断の着眼点や、こういう点が信用できるのではないかとということ、裁判員の方がそれぞれ御意見として出されて、そのまま評議をしたということでしょうか。

## 2番

あくまでも事件のポイントについて説明はありましたけども、証言についてのうんぬんかんぬんはなく、それは裁判員それぞれが考えていたと思います。

## 4. 評議、判決についての感想や意見

## 司会者

それでは本日の二つ目の話題事項である評議・判決について御感想や御意見を伺います。少し話が出ましたが、評議では、様々な議論をしたかと思いますが、十分な議論ができたでしょうか。また、その結果を受けて作成された判決についてどのような御感想、御意見を持たれたでしょうか。

1番の方ですと、複数の事件があり、また複数の証人尋問が行われましたが、

評議では、何についての意見を求められているかを把握して、自分自身の意見を言うことができたでしょうか。

#### 1 番

評議で話をする人としらない人が分かれたとは思いますが、自分は9割位は発言していました。あと刑を決める時間が短すぎるんじゃないかなと思います。

#### 2 番

1番の方と同じ事件ですが、発言者が偏っているという話もありましたが、たしかにありました。ただ、控室では、裁判官が、発言をしにくそうな方にも「どうですか。」と聴いている場面もありました。その中で、ある程度、事件の背景について理解できるような評議ができたと思っています。量刑につきましては、いろいろ証拠が出てくる中で、被告人の背景とか思い浮かべると、本当にこの量刑でよいのかなという心理的なストレスといいますか、情が絡んでしまうようなこともありました。

#### 3 番

結構、活発に意見が出ていたと思いますし、自分から積極的というよりはほかの方の意見を聴いていることが多かったですけども、それでも裁判官から聴いていただいたので自分の意見は言えました。活発すぎて脱線するくらいだったので、いろんな意見があるという気持ちの共有はできたと思います。

#### 4 番

20代、30代、40代と裁判員の年齢層もばらばらの中、活発な議論ができました。最終的には裁判官がまとめてくれましたが、一人一人が活発に発言して、被告人に対する考え方も人それぞれでした。私は年代が上であるので若い人達の意見を聴いて勉強しようという気持ちがあり、意見を活発には言いませんでしたが、最終的には皆の意見をまとめるのも私の責任なのかなとも思いました。量刑についても、検察官や弁護人や被告人のいろいろな話を聴いて、自分なりに判断することができました。

#### 5 番

評議まで確か7日間あったと思いますが、毎日それぞれの裁判員が意見を出しながら進んでいきました。最後の評議までにはもう意見が集約されていたように思います。量刑の点については、それぞれの裁判員の思いや心証なども出しながら、何度か模擬の評決を行って、最後の判決については、それぞれの意見が出たものになったと思います。

#### 6 番

評議の段階では、情状として斟酌すべきかどうかという意味での、被告人がア

ルコール依存で犯行当日も酒を飲んでいた事実とか、子供の頃にいじめにあった原因がもしかすると被告人の持つ障害かもしれないという証言などもあって、それをどのように判断したかはそれぞれの裁判員の方々の思いはあったと思います。

## 7番

評議については、皆さん平等にお話ししたのではないかなと思っています。また、色々な視点から、被害者の心情や親御さんの心情、特に親御さんの心情には心を動かされましたが、被告人の話や気持ちなどについても、どういうことなんだろうと考えながら、話をしました。皆が同じような思いで「話を聴く」ということがよくできていて、人の話を聴くことで、色々なことが考えられたと思います。そして、量刑まで持っていくことができたという一体感がありました。

## 司会者

評議の中では裁判官の方で法律の解釈については御説明をすることになっておりまして、法律を具体的にどう適用するかということは、正に評議事項ということになっています。今回、7番の方が参加された事件は、強姦罪が改正された後の事件ということで、刑法の改正の趣旨に関する説明などもあったと思いますが、説明の内容についてはいかがでしたか。

## 7番

私たちも、刑法が改正されて、実際の強姦、挿入ということだけでなく、口腔性交なども全て含まれますよということを教えられて、そういうことなんですか、と改めて皆で知ったということもありました。そういう法律的なことは随時変わると思いますので、法律が変わったという説明については、最初に知るべきだし、私たちも教えてほしいと思います。そして、それを基にして今後はこうした方がいいねとか、こういう量刑だねといったことが具体的に思われます。そういう意味でとても必要な情報だったと思います。

## 司会者

そのほか評議の進め方や利用について、もしくは評議をするタイミングについて、先ほど5番の方からお話がありましたが、日ごとに色々な話をしながら進んでいったということにもなるかと思いますが、もう少し評議を前の段階に入れてみた方が良かったとか、最後にまとめてやらずにこうした方が良かったとか、こうした方がもっと議論がしやすかったというようなことなどはありますでしょうか。

## 5番

評議自体が最終日でしたが、その前日に、こういう風にして判決が出るんですよということで、私は裁判員裁判の判決の出方も分からなかったの、なるほどと思いました。まずこうやります、こうじゃない場合はこうなります、こうじゃ

ない場合はこうなります，というように3通りぐらいで判決が出るということでした。私は，最後に評議で決めるという方がいいと思います。例えば，3日ぐらいで一旦出してみてもと言われても，余り意味がないような気がします。

#### 司会者

評議のやり方でも感想でも，付け加える点でも結構ですので，何かほかにありませんか。あるいは，判決書が実際に宣告されるのをお聴きになって感じられたことなどでも結構です。

#### 7番

私が出た評議の内容は，いろいろなことをずっと突き詰めていって，少しまとめの作業をして，言うべきことを理解した段階で納得してから判決というものになったので，その判決も動機など色々なことを考えながら語り合っ，じゃあもう一回この点も考えたらどうだろうかと間をおいてまた考えて，最終的に皆が一致したものができたと思うので，元に戻ったことなども無駄ではなくて，本当に納得した判決ができたと思います。

#### 司会者

7番の方の事件の判決は，私が合議体として御一緒したのですが，評議をして，裁判官がその評議の内容を受けて，判決書の原案を作って，裁判員の方にお示しをして，一つ一つ言葉を詰めていって，その言葉を詰める中でもう一度評議に戻ることもあって，そしてまたその言葉をお互いの評議の結論に合わせていって，判決書を作っていく，という作業をその時はしました。ほかに何か判決書について御意見や御感想はありますか。

#### 3番

評議は判決の前の日でしたが，最初の頃はシステムがよく分からなかったのですが，今の段階でということなので，3日目くらいだったと思うのですが，一度模擬というかデモンストレーションをさせていただいたことで，こうやるんだというのが分かりました。評議のやり方について，最後にやるというのはいいと思います。ただ，こういうものですよというのをデモンストレーションのような形でやっていたのがやりやすかったです。

#### 5番

判決文で感動したことが一つありました。最後に裁判官が判決文を作るのですが，作った後に裁判員の前で読み上げて，これでいいでしょうかと質問されました。裁判員から，ここの文言はおかしいよねなどと意見が出て，前日に判決文が変わったということがありました。判決文というのが決まりきったものではなく，この文言は変えた方がいいと誰かが意見を出したことで変わることがあるのだということに感動しました。

## 5. 裁判員を務める上での負担感について

### 司会者

それでは、本日の三つ目の話題事項である裁判員を務める上での負担感について御意見を伺います。裁判所としましては、県民の皆様の裁判員裁判への積極的な御参加をお待ちしているところですが、裁判員制度施行後、参加を辞退する候補者が増加し、出席率が減少している傾向にあります。県民の皆様が、安心して裁判員裁判へ参加いただけるために、どのような点に工夫をしたらよいのかという点について、裁判所としても常々考えているところです。是非皆様にお聞きしたいのは、裁判員に選ばれるまでに、裁判所や裁判官、裁判員制度に対して、どのようなイメージを持っていたのかという点です。裁判員裁判に参加することについてネガティブなイメージを持っていたのかという点や、なぜそのように思われていたのかなどといったところなどを、どんなことでも結構ですので、まずお聞かせいただければと思います。

### 7番

確か、年の始めに最高裁から送られてくるんですよね。通知が来て、実は私、それは封を開けなかったんですよ。そうしたら、妻が「お父さん、何かしたの。裁判所から呼び出しが来てるよ。」と言うので、いや、経験ないな、もし何かあればまた来るだろうと思っていました。そうしたら、また来まして、それを妻が最初に開けました。「お父さん、通知が来てるから行った方がいい。」と言うので、見てみたら、裁判員裁判のことが書いてあって、ああ、そういうことかと思いました。ただ、「無」でした。頭の中には何もなくて来て、選ばれて、はい分かりましたという思いでした。ただ、引き受けるときには、こういう制度があったなあとネットで勉強して、学ぶことについてはいい経験が積めると思いましたが、事件によっては重いだらうなあと思いました。気持ちを傾けるとまずいかなと思いつつ、冷静に判断したつもりですが、やってみて、これはいい経験だと思う人と、負担に思う人と、二つに分かれる感じがします。

### 司会者

裁判員をやられる前と後で、何か変わったところだとか、この辺はこういう印象が変わったなど、ご自身に関することで何かありますでしょうか。

### 7番

私は、出てみてこういうところだというのが分かったので、私がこういう経験をしましたということ、公のところで言ったことがあります。私にはいろいろな仲間がいて、皆さんが、そんな大きなことをしたのと尋ねたので、いや、大きくない、こういう経験は人生においてやった方がいいと思うという話をした

ら、自分のところにはまだ来ていないけど、じゃあ来たらちょっと話を聞いてみたいなという方が結構いらっしゃって、私は裁判員裁判の求道者などと言われてます。いい経験になる、決して無駄な経験ではないということを、裁判員になってみて思いました。なる前には無関心でした。

#### 司会者

どの辺が良くて、悪くて、変わったということになりますか。

#### 7番

ディスカッションの中でいろいろなことを学んだというのもありますし、携わることによって、自分が携わった事件がどうなったかなど気になるというのもありますし、犯罪を犯した人がどうなるのか、この人たちが良い方向になればいいなという点や、後々良い判例になればいいなという思いが自分を駆り立てたと思います。

#### 司会者

6番の方がいかがでしょうか。前の自分と経験をした後の自分、あるいは裁判所のイメージがどう変わったかなど、変わっていないというのであれば、それも結構ですが、何かございましたらお願いします。

#### 6番

先ほども述べましたが、私自身は裁判員になることを望んでいましたので、選ばれてうれしかったですし、審理もほとんどストレスなく評議まで進みましましたので、中身についてどこをどう改善するというのはなくて、いい経験をしたなあということだけでして、裁判員を経験する前と後とで変わったところというのは、正直なところ、ないです。

#### 司会者

経験される前は見えてこなかったけど、やった後で、ああ、こういうことだったんだと分かった、というようなことなどは、何かありませんか。

#### 6番

お願いでもいいですか。

#### 司会者

もちろんです。

#### 6番

ストレスはなかったのですが、そもそも封書を頂いた段階で不在にされていて、不在通知に「特別送達」と書いてありまして、分からなかったのがネットで調べたところ、民事訴訟法に基づいて訴訟関係人を呼び出す行為みたいなことが書い

てありました。ちょっと驚きまして、何か架空請求にでも巻き込まれたかなと思いました。そこが何とかならないかな、というのが最大のお願いですね。

あとは、初日集まったときに30人くらいいらっしやっていて、そのうち補充裁判員を含めて8人が選ばれるので、もう少し事前に人数を絞れないものかなとは思いました。現役世代の方にとっては、かなり負担なんだろうなど。私みたいに一度リタイアしますと、自由な立場なので負担はないのですが、その辺はもう少し御配慮いただけたらいいのかなとは思っています。

## 5番

私は、裁判とかそういったものにはできれば関わり合いたくないと思っていたので、呼出状が来た時にはびっくりしましたし、今、6番さんが言ったとおり、最初、特別送達などというものが来たので、「お父さん、何やらかしたの。」みたいな話になって、ドキッとしました。こういった裁判員裁判ということで、実際に裁判の進め方などを見せてもらいましたので、裁判というものの自体に目が行くようになりました。新聞などで「裁判員裁判」という文字を見ると、前は全然見向きもしなかったんですけども、興味が行くようになりました。

## 司会者

ありがとうございました。4番の方、裁判員を御経験する前と後とで、いかがでしょうか。

## 4番

私も、冒頭に言ったように、裁判員というのは大変なんだろうなど。制度自体は知っていました。最初に来た時にはびっくりしまして、家族皆が心配しまして、こんなに心配しているんだから知り合いに相談してみたら、ということで、相談までしました。先ほど言ったように、知り合いの弁護士にお話をしたら、それは断るべきではなくてやるべきなんだ、あなたに与えられたものだというので、そうかなあと思いました。私の時には、42人が集まって、8人が選ばれました。実際にここに来るまでは、42人というのは分からなかったですし、候補者だから、外れるから心配するなということで来たんですね。そしたら隣のおじさんが、あなた嫌なのか、私はやりたいんだと。じゃああなたの番号が選ばれて降りたら譲ってくれないかという話もありました。私はよく分からなかったので、譲るよと。そういうこととお話をしたら、譲ることはできませんと言われたので、やむを得ず裁判員を腹を括ってやりました。一番印象的だったのは、裁判官さんの優しい言葉、色々なことを心配しなくていいですよと、分からないことはおっしゃってください、私がちゃんと教えますよと、冒頭にそういう優しい言葉があったものですから、これならやれるということで、その日から誇りを持ってやるようになりました。私も7日間でしたが、三日目ぐらいまでは法廷に立ちますと心臓がバクバクしていましたが、4、5、6、7日となり最終的に判決を下すまでになりました。その時にやっぱりなって良かったなと思えました。今、私は、いろ

いろな役員をやっておりまして、子供たちとか色々な人のつながりの役をやって  
いるのですが、会長さん、この頃変わったね、何やったんだと。何が変わったの  
かと聞くと、人を優しく教えると。今までは怒って教えていた、それが優しく教  
える、両成敗にしてくれるようになったと。そういう言葉をたくさん頂いていま  
すし、やって良かったなと思っています。

### 3番

四、五年前に、主人の方に、あなたが名簿に載りましたという通知が届いたこ  
とがありまして、ああこういうものが来るんだなと見ていました。おととしの暮  
れだったと思うのですが、私にも、あなたが名簿に載りましたというのが来まし  
たので、同じものが来たけれども、主人には一度も呼出しがなかったので、私も  
そうだろうなと思っていたら、年が明けて2月くらいに特別送達というものが届  
きまして、正直、いらなくじ運が当たってしまったなと思いました。さすがに  
三十数名から選ぶと聞いていたので、選ばれないと思って行ってみたら、番号が  
ラッキーセブンだったんです。変なラッキーセブンにならなければいいなと思っ  
ていたら、やっぱり引いてしまいました。当たったということを主人と家族に伝  
えたら、どういう事件か分からないで話をしたので、できるのと聞かれて、あま  
りにも重い事件だったら、お断りしようと思って来ました。このぐらゐの事件と  
言ったら失礼ですが、これであれば自分にもできるのではないかと思ったのと、  
一度受けてしまえば次はないかもという打算も働いて、日程的にも4日間だとい  
うことだったので、選ばれてそのままお引き受けをするということになりました。  
私は、裁判所の場所すらよく分からなくて、どうやって行けばいいのと家族に聞  
いて、地下鉄でね、などと教えてもらいました。主婦なので時間に余裕があつた  
ので引き受けられたと思います。正直、主人が選ばれたら大変だろうなと、自分  
が4日間通ってみて思いました。裁判員をやったことに関しては、語弊があるか  
もしれませんが、やらないよりはやった方がいいと。やっぱり経験してみないと  
良いとか悪いとか判断がつかないと思うので、やってみて自分がどう思うかとい  
うのも、この歳になるとあまり新しい経験をするこゝもないので、終わってみて、  
お引き受けして良かったなと思っています。まだ未成年ですが、私の姪たちが学  
校の授業で裁判員裁判のことを聞いたらしくて、私がやったことを話をしたら、  
非常に興味を示していて、私もやってみたいと言っていました。そういう点では、  
もしかすると、若い子の方が興味があるのかなとちょっと思いました。まだ学生  
だということなので気軽だということもあると思うんですけども、裾野を広げると  
いうか、私が話をすることで、誰かやってもいいなと思う人が増えればいいかな  
と、今は思っています。

### 司会者

やられる前は、ちょっと当たったら嫌だなあと思われていたものが、皆もやっ  
たらいいんじゃないかと思うように変わった一番の理由や経験などは何かありま  
すでしょうか。

### 3番

人を裁くということだけが最初は先行していたのですが、決して上から人を裁いているわけではなくて、自分が、同じスタンスと言うか、その人が起こしてしまったことを理解して、罪の意識を持ってもらって、今後あなたがどうするのかということと一緒に考えていく感覚がありました。何か大それたことをするのはないかなと思っていたのですけれども、そういうことではなかったというのは、やってみて分かったことです。だから、皆さんが嫌だというのは、何か人のことを上から見て裁くというか、人に罪を着せるとというのが先行しているのかなと思います。

### 2番

私は裁判員制度に興味があったので、選任手続になり、当たればいいなという期待感を持って臨ませていただきました。ただ、実際に裁判員になる前は、興味はありましたが、裁判について、調べるとか何かを見るとか、そういったことはしていなかったです。ただ、裁判員が終わった後に、裁判を一、二回は傍聴を試みたいといった気持ちにもなりましたし、自分が関わった裁判について、その後被告人がどうしたのか、控訴したところまでは知っていますが、その後どうなったのか知りたくなったりするなど、より強く興味を持つようになりました。それから、感想を2点ほど言わせていただきますと、まず、テレビの見過ぎなのかもしれませんが、検察官と弁護士から「異議あり」の言葉が飛び交うのかと期待していましたが、実際には2回しか出てきませんでした。もう一つは最終日の話ですが、裁判官がケーキを振る舞ってくださって、びっくりしたのですが、皆で美味しくいただきました。あと実際の裁判員の問題点について非常に強く感じているのが、3日から5日であれば、私のような会社勤めの人間でもなんとかやりくりできるのですが、いろいろ調べていると裁判員裁判自体が長期化している傾向にあるのかなと。私も9日ということになると、たまたま忙しい時期であったこともあり、裁判が終わってから会社に行って少し仕事をしたりの繰り返しで、肉体的にはきつかったのですが、これが2週間や1か月となると、普通の社会人の方は参加しにくいのかなと思います。そこら辺について企業に対して理解を求めていくのが、参加率を上げるためのポイントなのではないかなと思っております。

### 1番

裁判員に選ばれたらやろうとは思っていたのですが、裁判員に参加するに当たって一人の上司に反対されたので、辛いところがありました。あと、裁判員をやったからのことですが、死刑判決の裁判であれば嫌だったなというのはあります。

### 司会者

ありがとうございました。裁判員を経験される前と経験された後のことについて

ていろいろとお話をいただきましたが、2番の方や3番の方から、県民の皆様に積極的に裁判員裁判に参加したいという意欲を持っていただきたいというお話がありました。これについて、本日は、選任手続の話、呼び出す人数の話、裁判の組み方の問題、審理の在り方の問題、評議の仕方の問題など、いろんなことを議論してきたのですが、更に裁判所としてこんなことをしたらいいのではないか、こんな工夫をしたらいいのではないかという点がありましたら、検察庁や弁護人に対するものも含め、遠慮なくお話し願います。

## 2番

可能かどうか全く分かりませんが、一番いいのは実際の裁判の状況をテレビ等で公開してしまうことです。裁判所に傍聴に来る人というのはなかなかいないと思います。私も裁判員をしてから興味を持ち、傍聴したいと思っていましたが、実際に傍聴できたのは、この意見交換会が始まる前に見た午前中の1件だけでした。普通の人々が平日に裁判所に来ることは非常に難しいと思います。テレビ等で公開することで少しは興味を持たれるのではないかというのが一つです。もう一つは、趣旨とはずれてしまっているのは分かっているのですが、普通の人々が興味を持つ裁判、これは刑事裁判以外のものでも何か一つか二つ、そういったものが裁判員裁判等でできるのであれば、少しは興味を持っていただけるのかなと思っています。

## 司会者

ありがとうございました。今のようなお話でも結構ですし、例えば審理日程について、ずっと連続してやっていただいた方が多いと思いますが、週の半分位にして、残りは仕事に行かせてほしいなどの審理の組み方の話ですとか、そういったことでも構いませんので、何か皆様お気付きの点がございましたらお願いします。

## 4番

どこでもありますが、各種町内会の行事などで、地元の裁判員の方が今のように裁判員の経験を話すような場を設けていただくことはできないのでしょうかね。移動裁判というか講演というか、そういうのを期待している人もいます。

## 1番

裁判員裁判をする時に1週間のうち1日休みを入れるじゃないですか。自分はぶっ続けでやってもらった方がいいと思いました。

## 司会者

お仕事との関係では、ということですね。

## 1番

はい。

#### 司会者

検察官，弁護士，裁判官から何か質問等はありませんか。

#### 加藤裁判官

質問というわけではありませんが，裁判員裁判，長丁場にも関わらず参加いただきまして本当にありがとうございました。また，本日もお忙しいところ参加いただきましてありがとうございました。1番さんにちょっと確認したいのですが，ぶっ続けというのは，選任から審理までぶっ続けということですか。それとも審理をぶっ続けということですか。

#### 1番

審理をぶっ続けということですよ。

#### 加藤裁判官

そうすると選任から審理までの間は1週間なり2週間，間が空いた方がいいのですか。

#### 1番

それはどちらでもいいですよ。

### 6. これから裁判員になられる方へのメッセージ

#### 司会者

それでは意見交換の最後を締めくくることにはなりますが，皆様から，これから裁判員になられる方，なるかもしれない方へのメッセージをお一人ずつ頂ければと思います。

#### 1番

自分は裁判員をやって，判決が終わった後にいろいろと考えてしまったので，いろいろ考えてしまう人はやらない方がいいのかな，とは思っています。

#### 2番

量刑によっては非常に重い判断をしなければならない場合もあるかもしれませんが，私としては，こういう経験というのは非常に貴重だと思っています。ですので，どうしようかと考えている人がいるのであれば，よほどの事情がない限りやった方がいいよと言いたいです。

### 3番

確かに、審理する内容によっては、私もお引き受けできない裁判もあったかなと思っていますが、ただ、やるかやらないかを決めるのは、呼出状が来て、選任手続に来てから決めるべきではないかなと思います。ただ嫌だ嫌だではなくて、ここまで来て、どういう裁判かというのもきちんと開示していただけるので、それを見て判断していただけたらと思いますし、私自身やって良かったと思っているので、家族に、またそういうのがありましたら、させるつもりです。

### 4番

裁判員裁判については、最初は私もためらいましたが、経験して良かったと思っています。これから裁判員に選ばれた方は大いに胸を張ってやっていただければと思っています。

### 5番

裁判員裁判について、私が感じたのは、先入観も何もなくても資料は思ったよりも豊富にありました。最初にもらったものについて、気付いたことはメモを取るように言われ、一生懸命メモを取っていましたが、メモを取った部分について、後日新たな追加資料として配られましたので、今思うと、メモを取らずに黙って証人なりそれぞれの方の言葉を黙って聞いていた方が良かったなと後悔しています。そういう後悔はありますけれど、非常にためになりましたし、これから裁判員になる方については、是非受けてほしいと思います。それから、スケジュール的なものについても、大体いつ頃になりますというのが前もって来ていますし、現在の形で十分かなと私は思います。

### 6番

やってみて良かったという声がとても多いので、その声をこれからの方々に届けていただきたいということ、それから、そこが裁判員裁判の目的なのかもしれませんが、我々は遺族感情を重んじすぎる場合があります。そこは十分注意しなければならぬのですが、一番難しいところかなという気がします。そこら辺のPRを是非よろしくお願いします。

### 7番

自分のことではなく人のことを根を入れて考えるという機会はなかなかないことなので、本当に無になっていろいろなことを考えるにはいい機会かなと思います。そして、いろいろなことが見える裁判員裁判というのは非常に良い経験になるし、自分の人生においても自分を向上させるいい機会ですので、やれる方は是非やってほしいなと思います。

## 7. 法曹関係者からの感想

## 司会者

それでは、法曹関係者の皆様に裁判員経験者の皆様のお話をお聴きして、どのような御感想をお持ちになったかを伺いたいと思います。

## 上田検察官

まずは皆様、今日はお疲れ様でございました。皆様お忙しい中、時間を取られて、様々なことを考えられて公判に立ち会っていただいたのかなと思いました。少しでも分かりやすくということは今後も意識してやっていかなければ、こうして熱心に取り組んでいただいている皆様の想いには応えられないのかなと思い、非常に身の引き締まる思いでございました。

## 須藤弁護士

皆様、本日はお疲れさまでした。様々な御意見を聞かせていただきありがとうございます。いただいた御意見の中に、弁護士よりも検察官の説明の方が分かりやすかったなど、弁護士にとっては厳しい御意見もありましたが、厳しい御意見こそ次回の教訓にすることができますので、今後の弁護人の活動に生かしていきたいと思います。ありがとうございました。

## 加藤裁判官

今日はどうもありがとうございます。いろいろな気付きが得られたのかなと感じました。例えば審理日数について、いろいろ考えなければならないことがございまして、これは裁判所だけではなくて、検察官、弁護人の協力がないと審理日数をどうすべきなのかということは決められないので、この辺は三者で頑張ってみたいと思います。また、呼出人数が多いという御指摘がありました。この辺についても検討しなければいけないだろうと思います。あと、裁判員の方にこんな風に接した方がいいのではないかという点についても御指摘いただきましたので、この次の裁判員裁判に生かしていきたいと思います。それから、裁判員裁判を経験される前にはいろいろとネガティブなイメージがあったということも、改善していかなければならない点が多々あるなどということで、今後検討していきたいと思います。今日はいろいろな気付きを頂きましてありがとうございました。

## 司会者

どうもありがとうございます。意見交換については、これで終了させていただきますが、私自身も10年間裁判員裁判を経験させていただきまして、裁判員の方々との評議の中で、また、一つの事件を共に審理する中で本当に勉強させていただいていると感じておりますし、裁判官として大きく成長させていただいていると思っております。裁判員制度、そして皆様に大変感謝しております。本日はお忙しい中、本当にどうもありがとうございます。

## 8. 報道機関からの質問

### 総務課長

それでは、ここからは、記者の方から質問をしていただきます。

### 河北新報社

制度の第一印象が良くない、あまり参加したくないと思う人が多いという中で、裁判員を経験してみて、こういう報道をしてもらおうと皆さんが興味を持つのではないかと思いつくことがあれば教えていただけますか。

### 2番

先ほど申し上げたとおり、注目を浴びるような裁判員裁判をやるとかしないと、多分注目されないのかなと思います。

### 3番

新聞報道自体が裁判の紙面スペースが少ないですよ。自分もこれをやってから、裁判が同時進行で二つとか三つとかあるというのが分かったんですが、裁判の記事を見た主人から、「この裁判の裁判長さんはお前がやった時の裁判長さんか。」と聞かれた時があったんですね。その時は違う方だったので、「多分違う法廷だよ。」と答えたら、主人から「全部載らないのか。」と聞かれたんですね。数が載らないので見ない人が多いというのと、裁判員裁判ですと、裁判員裁判とは書いてあるんですけど、例えば人数が何人だったのかとか、男女の比率とかが全く分からないんですね。だからどういう人が裁判員をやっているのか分からない記事しか載っていないので、例えば二十代の女の人も行っていたんだとかが分かれば、自分がそうなくてもやれるかな、などと思うのではないかと、主人に言われて思いました。

### 河北新報社

例えば被告人質問や証人尋問の時に御質問されたときに、「裁判員の女性はこんな質問をして、こう答えました。」というようなくだりがあれば親近感を持つというようなことですか。

### 3番

インパクトではないですけど、注目を浴びるとすればそういうことです。ただ、法廷で言っていることであれば公にできますが、例えば年齢は御本人の個人情報なので、実際には年齢を書くことはできないと思いますけれど、女性が何人だったのか、男性が何人だったのかという比率すら分からない裁判だったりすると、どんな人が行っているのか分からない、ただ裁判員裁判なんだな、で終わっ

てしまうので、男女の比率だけでもあると、ああ女性もいるんだ、となるだろうと主人に言われて思いました。

#### 4 番

私は反対に目立つような、インパクトの強いような報道のあれがないのかなと、私の方でお願いしたいと思います。

#### 河北新報社

それは作りの問題ですか。

#### 4 番

作りの問題ですね。よろしくお願いします。

#### 5 番

あくまでも裁判というのはコマーシャルではないので、大々的に皆に広めるといのは余りなじまないのかなと思います。それよりも裁判員の方がいかに参加してくれるのかということが大事なことであって、確かに目を引くような紙面は目が行きますけれども、もっと皆に知ってほしいというものではないような気がします。

#### 7 番

裁判が注目されるのではなく、裁判員ですよね。裁判員ってこんな人、という感じで4コマ漫画でも作ってもらえればいいんじゃないですか。そのシリーズをやったらどうですか。最初にこう来ますよ、次こうですよ、とか。それで終わったらこうなりますよ、とか。4コマ漫画シリーズ作ってください。

#### 河北新報社

もう一点お願いします。先ほど7番の方から公の場で自分の経験を話してみたというお話がありましたけれど、終わった後に自分の経験を話したい欲求というのは、どういう中身なんでしょうか。

#### 7 番

欲求というか、裁判でこういうことをしたという内容は言わないんですが、裁判員裁判というものを通じてこういうことを思った、というのを公の場で言う機会というのはなかなかないと思います。宝くじが当たったというのと同じくらいで。だから言うことが裁判員に選ばれた人のある意味の責任ではないかと思っっているんで、私は選ばれてこうだったよ、ということ何気ない時に伝えています。例えば「そういえば、この間いなかったけど、どこに行ってたの。」と聞かれて「実は裁判員に選ばれて。」と言うと、「それってどうだったの。」などと聞かれるので、その場で皆に話す機会になって。それが裁判員に選ばれた人の、裁判

員をすることの責任と、その後の責任ではないかと思っています。

## 河北新報社

そういう場面というか仕組みというか、裁判員経験者の方が自分の経験を話すことができる場というのがもっと必要だというお考えはありますか。

### 7番

もっとあっていいんじゃないかと。別にたじろぐことはないので、経験をそのまま話す機会を、先ほど4番の方がおっしゃっていた町内会とかの場面で、じゃあここで1回集会やってみようとかいう感じで。そうすればもしかしたら喜んで参加してくれる裁判員の方がいるかもしれないし、裁判員の方が行って経験談をおっしゃって、そうすればもっと身近なものになるんじゃないかと思います。

## 河北新報社

ではそういったことを自分達でやればいいのか、裁判所がやればいいのか、弁護士会がやればいいのかと話が出てくると思いますが、何かお考えはありますか。

### 7番

失礼ですが、役所がやるのは結構役所的なので。もし、そういうバランスの取れた方、裁判員経験者とか、そういうことをやってもいいよという団体とかが選別してやれば、もっと啓蒙になるかなと思います。

## 毎日新聞社

1番の方に伺いたいんですが、制度面についての意見のところ、上司が理解がなかったということをおっしゃったと思うんですが、具体的にはどのような無理解があったのかということ伺いたいです。

### 1番

やっていた仕事が、自分しかできないわけではないんですけど、休むとほかの人に結構負担がかかって残業になったりするので、その1人の上司だけが裁判員に参加しないで仕事をしろというような感じだったんですが。

## 毎日新聞社

御自身がいなくなると仕事が回らなくなるからやめた方がいいんじゃないかということですか。

### 1番

回らなくなるというか、ほかの人に負担がかかりますよね。残業になるので、それですね。

**毎日新聞社**

そこはどのようなふうな形で参加するということになったんですか。

**1 番**

上司は1人だけじゃないので、その上司が反対してもほかの上司が行ってもいいよと言えよ。

**毎日新聞社**

ほかの上司の方が理解を示してくれて、という感じですか。

**1 番**

はい。

**毎日新聞社**

皆さんの中で、上司だけでなく、ほかの方に反対をされたという経験をお持ちの方はいらっしゃいますか。特にはおられないですか。

**一同**

(回答なし)

**毎日新聞社**

ではもう一点お願いします。7番の方に伺いたいのですが、7番の方は補充裁判員ですよ。実際の評決には参加されていますか。

**7 番**

最後の評決には参加していません。

**毎日新聞社**

普通の裁判員と違って、補充裁判員として参加したことにより、こういう点が違ったとか、こういうところに参加できなくて、ちょっとやりづらかったとか、そういったことはありましたか。

**7 番**

いや、特に何もなかったですね。想いはいつも一緒だったので、特にはなかったような気がします。

**東日本放送**

皆さん、経験して良い経験になったとおっしゃっていたと思いますが、具体的にどの経験がどうだったのか、例えば人の罪を考えることで、普段の生活の中で罪というものの価値観が変わったとか、普段の生活の中で変わったところなどが

あればお伺いしたいのですが。

#### 1 番

普段の生活ではないんですけど、裁判の流れとかが分かったので良かったなとは思っています。

#### 5 番

裁判員として法廷に出て、実際のやり取りを見たんですけども、被告人も普通の人間ですし、検察官も普通の人間ですし、弁護人も普通の人間です。それぞれの想いがぶつかるんですけども、あそこに出て初めてそれぞれの想いをぶつけて、生の声を。ああ、こうやって進めるんだなと裁判員として参加しながら聴けたことが一番の収穫だと思います。

#### 7 番

私は、裁判というのは正義を通すということもあるけれども、その人に情けをどうかけるかということも必要だと思います。それらを合わせたものを、この人にとってどう役立つのかということを考えるのがとても良い経験だったなと感じます。

#### 司会者

それでは、今日の裁判員経験者の意見交換会は、これで終了とさせていただきます。

長時間お疲れさまでした。ありがとうございました。

以 上